

会計規程

(目 的)

第1条 この規程は、規約第13条の規定に基づき、本会の会計に関する規程を定める。

(帳 簿)

第2条 本会は、会計整理のため会計帳簿を備える。

(単位PTA負担金)

第3条 単位PTA負担金の額は次のとおりとする。

(1) 公立幼稚園・小学校・中学校PTA

園児(世帯数)・児童(世帯数)・生徒(世帯数)・教職員数に50円を乗じた額に、学校園負担金500円を加算した額

(2) 私立幼稚園PTA

園児(世帯数)・教職員数に10円を乗じた額に、学校園負担金500円を加算した額

2 負担金は総会終了後に本会へ納入する。

(保険事務取扱手数料)

第4条 保険事務取扱手数料は、事業収入として一般会計に算入し、本会の運営に充てる。

(予算の執行)

第5条 予算の執行は、本会の総会において承認された予算書に基づいて事務局が行う。

第6条 金銭の出納は、会長の決裁を受けた入金伝票・出金伝票により行う。

第7条 予算に定められた金額は、原則として定められた目的以外に使用し、又は流用することができない。但し、会長が予算の執行上必要と認めた場合は流用することができる。

第8条 事務局は、毎年4月1日から総会において予算の議決を受けるまでの間は、会長の承認を得て、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

(旅 費)

第9条 会長の命により本会の役員及び会員が出席する倉敷市PTA連合会の会議や活動に対し、旅費を支給する。ただし、単位PTA及び他団体から交通費相当が支払われる場合は支給しない。

第10条 前条で規定する旅費の支給対象となる会議及び活動は、次のとおりとする。

(1) 倉敷市PTA連合会の会議及び打合せ

(2) 倉敷市公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会の会議及び打合せ

(3) その他、会長が支給を必要と認める活動

第 11 条 前条以外に、特に旅費の支給が必要となる場合は、会長の判断により処理する。

(法人税等の申告)

第 12 条 保険事務手数料等にかかわる法人税申告等については、税理士に委託する。

(決 算)

第 13 条 本会の決算は、会計監査後、総務部会の議を経て常任委員会の承認を得た後、総会議案として提出し、承認を得るものとする。

(特別会計)

第 14 条 本会は、次の目的のために特別会計を設ける。

- (1) 自然災害による影響などで、円滑な運営ができなくなった単位 P T A の支援
 - (2) 倉敷市 P T A 連合会の特別事業実施に係る費用
 - (3) 岡山県国公立幼稚園・こども園 P T A 連絡協議会研修会に関する費用
 - (4) ブロック活動費に関する追加費用
 - (5) 事務局備品購入に係る費用
 - (6) その他常任委員会で支出を認められた費用
- 2 特別会計から支出する額については、総務部会の議を経て、常任委員会の承認を得る。
- 3 特別会計には、事業準備金をすべて繰り入れるとともに、毎年一般会計から 5 万円を積み立てる。

(規程の改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、総務部会の議を経て常任委員会で決定し、総会で報告する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

令和 4 年 5 月 27 日一部改正。

令和 5 年 5 月 30 日一部改正。

令和 7 年 2 月 26 日一部改正。